

津市農業委員会だより

第30号 平成30年12月発行

編集発行
津市農業委員会
〒514-8611
津市西丸之内23番1号
電話番号 059-229-3176



かかしコンテストに出品されたかかし(榊原町)

目次

農業を通じた地域の活性化

- ・美里町と美郷町、獣害対策から学ぶ
地域活性化…………… 2
- ・榊原温泉秋の収穫祭かかしコンテスト …… 3
- 津地方法務局からのお知らせと相続に関する
よくあるご質問…………… 4

- 農業委員会の活動報告…………… 5
- 農業委員・農地利用最適化推進委員候補者の
推薦と募集について… 6, 7
- 農業委員会からのお知らせ…………… 8

<p>相続税でお悩みの方へ</p> <p>相談は解決のための第一歩です この実績が信頼の証</p> <p>相続税申告実績 450 件超 相続に関するすべての相談は 中田会計事務所へ 相続財産のたな卸を一緒にしませんか?</p> <p>※この案内をご覧になった方 初回相談無料!</p>	<p>中田会計事務所</p> <p>津市一身田中野132-1</p> <p>お問合せ時間：8:30～17:00</p> <p>059-232-9000</p> <p>中田会計事務所 <input type="text"/> <input type="button" value="検索"/></p>
---	---

※広告内容に関する質問等は、広告主に直接お問い合わせください。(掲載している広告内容については編集発行者が保障しているものではありません。)

美里町と美郷町 獣害対策から学ぶ地域活性化



農業を通じた地域の活性化①

先進地視察で島根県邑智郡美郷町へ出張した本市職員と、同町役場職員の共通の知人によって繋がった、美里町と美郷町。

美郷町は、女性が中心となって農作物への獣害対策を行い、さらにはイノシシ肉を用いた加工食品や革製品をつくり、雇用の増加や地域の活性化を促進しています。

獣害というピンチをチャンスに変えた美郷町から、獣害対策を学んだ美里町の足坂農家組合統括責任者 川口さんにお話を伺いました。

美郷町の獣害対策を学んで、足坂地区の獣害対策に変化がありましたか？

女性が中心となって獣害対策を行っている美郷町を参考に、足坂農家組合に女性部が発足しました。男性が中心だった足坂地区の獣害対策に、女性の力も加わりました。

また獣害対策だけではなく、地元の特産品である大豆「美里在来」を使った料理の講習会なども、開かれるようになりました。



地元の特産品である大豆「美里在来」

獣害対策を学ぶなかで、印象に残ったことは、どのようなことですか？

教えてくださった獣害対策研究家の井上雅央先生の「背伸びをせずに、身の丈にあったことから徐々に始めていく」、「マイナスである獣害をチャンスに変えて、地域の活性化に使っていく」という言葉です。

自分たちに始められることは何か、マイナスである要素をどう生かしていくか、と考えるきっかけになりました。

学んだ獣害対策の効果は、もう見え始めましたか？

今年は、少し前に他の地域でサルを捕まえてもらった影響からか、それほど出没しなかったので、正直効果はあまりわからなかったです。しかし、農作物への被害が大きくなると、作っている側としては張り合いがなくなるし、辞めたくもなります。

獣害対策で農作物への被害が減ることは、農業を辞める人を減らすことにも繋がると考えています。

今後の展望を教えてください

獣害対策はまだ始まったばかりの取組ですが、将来的には住民一人ひとりが意識を高め、地域づくりの一環として取り組めたら良いと思っています。

以前から取り組んでいる、集落の古民家を活用した「まめカフェ」を、地域の憩いの場や交流の場とすることで、さらに地域を活性化させていきたいと思っています。

古民家を活用した「まめカフェ」入口の様子



動物が登れないよう、柔らかい支柱を用いた電気柵

地元のイベントに出店する足坂農家組合の人々



榊原温泉秋の収穫祭 かかしコンテスト

農業を通じた地域の活性化②



平成20年から始まり今年で11年目、榊原温泉秋の収穫祭かかしコンテストの実行委員である、前田さんにお話を伺いました。

コンテストの概要

榊原温泉秋の収穫祭の2回目から、秋の収穫祭の事前告知を目的に開催されています。

津市内外や、個人・団体を問わず広くかかしの出品を募集しています。テーマは「絵本の世界」や「ゆかいな仲間」など、短い言葉で作り手が想像しやすいようなもので考えられています。今年のテーマは「スポーツ」です。

個人や団体、地域を問わずに募集しているため、小学校や幼稚園、老人クラブ、趣味のグループなどから幅広く出品いただいています。

出品される作品数は、毎年約20作品と多くはありませんが、年々作品の完成度が上がってきています。

コンテスト開催による変化

かかしコンテスト開催中は、かかしを見たり写真を撮ったりするために地域を訪れる人が増えています。また、地域の幅広い年齢の人がお散歩として見に来られることもあります。趣向を凝らした作品が多いため、楽しみにされている人も多くいらっしゃいます。

展示中の地域の様子

展示中は、地域や出品者の人々はもちろん、口コミやSNSでコンテストを知った人々が遠方から見に来られることもあり、普段よりも田んぼの周りが賑わっています。

また、展示されている場所は、小学校への通学路であり、幼稚園等のお散歩コースにもなっています。

このコンテストへ参加することや、展示中の風景を見る事で、子どもたちが農地や農業に興味を持つきっかけとなるように思います。



作製者の声

チームRのメンバー伊勢野さん

かかしを農地に立てるため、風景に溶け込めるようになるべく自然の素材で作製しています。しかし、雨風に耐える頑丈さも必要であることから、見えないところに工夫をしています。

作品については、毎年のテーマに沿いながらも、地元の要素を取り入れることを心がけています。知らない人が見て楽しめるのはもちろん、知っている人には「昔はこうやったね」と懐かしんでもらえるようにと思っています。

相続登記はお済みですか？

農地などの不動産の所有者が亡くなったときは、法務局で相続登記の申請をしましょう。相続登記をしないままで放置すると…

デメリット

- ・所有者が誰か分からなくなる
- ・防災対策や災害復興事業の妨げになる
- ・管理者のいない荒れ地となる

などの問題が発生しますので、相続登記の手続はお早めに！

相続登記の手続は司法書士に依頼することができます。
お問い合わせ 三重県司法書士会 ☎059-224-5171

相続に関するよくあるご質問

Q1

親から農地の相続をする際はどのような手続きをすればいいですか？農地法の許可を受ける必要はありますか？

A1

相続であれば、農地法の許可は不要で、農地法第3条の届出が必要となります。

相続とは、権利義務を継承するもので、一般の売買や賃借等権利の移転または設定のための法律行為にならないからです。

Q2

届出の提出にはどのような書類が必要ですか？

A2

農地法第3条の届出は、届出書のみで添付書類は不要です。



Q3

届出の締切はいつですか？

A3

届出は随時受け付けています。届出書は、権利の取得を知った日からおおむね10か月以内に提出していただくこととなります。



農業委員会の活動報告



平成30年度津市農業委員会 合同研修会（平成30年6月28日）

三重県農業会議、三重県農林水産部担い手支援課及び三重県農林水産支援センターの職員を講師に迎え、美里社会福祉センターで研修会を行いました。

農業委員16人と農地利用最適化推進委員74人が出席し、「最近の農業委員会組織をめぐる情勢と課題」、「農地利用最適化への取り組み」、「人・農地プランへの取り組み」、「農地中間管理事業の推進」について学びました。



平成30年度合同研修会の様子



八幡市文化センターでの研修の様子

先進地視察研修（平成30年7月24日）

農業委員18人が出席し、京都府八幡市での先進地視察研修を行いました。同市では、都市近郊であり農作物の消費が盛んであるという、地域の強みを生かした農業経営が行われています。

また、農地集積については、営農規模拡大希望者の名簿を委員全員が携行し、規模縮小を検討している所有者からの相談を受ける「掘り起こし活動」が行われており、有意義な学習となりました。

地域別事業推進会議 （平成30年8月10日～9月14日）

農地利用の最適化を着実に推進するため、各地域の農業が抱える課題と対策等を考える機会として、地域別事業推進会議を開催しました。

農業委員と農地利用最適化推進委員が意見を持ち寄り、農地利用状況調査（農地パトロール）に向けた打ち合わせや、地域の現状について話し合いました。

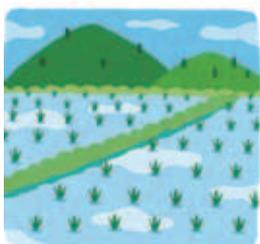


地域別事業推進会議の様子

農地パトロール（平成30年9月～10月）

農地の有効利用へ向けて、状況に応じた対策を推進するとともに、農地の現状把握を目的として、今年も農地パトロールを行いました。

耕作再開等で遊休化が解消された農地もあり、日頃の活動の成果を感じる反面、耕作者が離農し遊休農地化が進むなど、遊休農地対策は重要な課題であることを再認識しました。



農業委員・農地利用最適化推進委員 候補者の推薦と募集について

1. 農業委員候補者の推薦と募集

【農業委員の主な業務】

農業委員は、「農地の権利移動・転用などの農地法等に基づいて農業委員会の権限に属せられた事項」についての審議や現地調査のほか、「担い手への農地利用集積、遊休農地の発生防止・解消などの農地利用の最適化に関する事項」について農地利用最適化推進委員と連携して活動（農地パトロールや農家相談、地域が開催する人・農地プラン作成等の会議への参加など）することが主な業務となります。

農地法に基づく審議や現地調査などは毎月開催され、定期的に行われる総会や事業推進会議、地域別事業推進会議、研修会等へも参加していただきます。

また、これらの活動を記録する活動記録簿を毎月提出していただきます。

（1）期限

2019年1月21日（月）まで

（2）資格

農業に関する知識を持っている人で、原則、津市内に住所を有し、居住している人。

（3）人数

24人（農業委員会の所掌事務に利害関係のない人を含む）

※原則、認定農業者として津市に登録されている人の推薦・応募をお願いします。

（4）必要な書類

下記の書類に必要な事項をご記入、押印の上、2019年1月21日（月）までにご提出をお願いします。

〔推薦の場合〕

津市農業委員会委員候補者推薦書

〔応募の場合〕

津市農業委員会委員応募申込書

いずれの書類も、市役所6階農業委員会事務局、各総合支所地域振興課又は各出張所に備えています。

また、津市のホームページからダウンロードもできます。

（5）候補者の選考

ご提出いただきました書類を基に、地域バランス、年齢、性別などに配慮の上、候補者の選考を行います。

なお、必要に応じて、面接を実施する場合があります。

また、選考の結果は後日通知します。

（6）任期・報酬等

任期は、2019年4月1日から3年間。

報酬や費用弁償は、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき支給します。



年齢や性別が偏らないように配慮が求められているため、女性や青年の推薦・応募を積極的にお願いします。



2. 農地利用最適化推進委員候補者の推薦と募集

【農地利用最適化推進委員の主な業務】

農地利用最適化推進委員は、農業委員と協力しながら、主に担当する地区において、担い手への農地利用集積、遊休農地の発生防止・解消などの農地利用の最適化の推進活動（日常的な農地パトロールや農家相談、地域が開催する人・農地プラン作成等の会議への参加など）や農地法に基づく許認可に伴う現地調査などの業務を行っていただきます。

農地法に基づく許認可に伴う現地調査は毎月開催されるとともに、定期的に開催する事業推進会議や地域別事業推進会議、研修会等へも参加していただきます。

また、これらの活動を記録する活動記録簿を毎月提出していただきます。

（１）期限

2019年1月21日（月）まで

（２）資格

農地利用の最適化の推進に熱意と知識を持っている人で、原則、津市内に住所を有し、居住している人。

（３）人数と内訳

地区からの推薦・募集 合計86人

区域名	定員(人)	区域名	定員(人)	区域名	定員(人)
津地域		芸濃地域		一志地域	
橋北・敬和・養正・新町・橋南地区	1	椋本地区	3	大井地区	2
		明地区	1	波瀬地区	1
		安西地区	2	川合地区	3
神戸地区	2	雲林院地区	1	高岡地区	2
安東地区	4	美里地域		白山地域	
櫛形地区	3	辰水地区	2	家城地区	1
藤水地区	1	長野地区	1	川口地区	1
高茶屋地区	1	高宮地区	1	大三地区	2
雲出地区	2	安濃地域		倭地区	1
一身田地区	3	草生地区	3	ハツ山地区	2
白塚地区	1	村主地区	2	美杉地域	
栗真地区	1	安濃地区	3	竹原地区	1
片田地区	1	明合地区	2	八知地区	1
高野尾地区	3	久居地域		太郎生地区	1
大里地区	3	久居地区	2	伊勢地区	1
香良洲地域		桃園地区	3	八幡地区	1
香良洲地区	1	戸木地区	1	多気地区	1
河芸地域		七栗地区	2	下之川地区	1
豊津地区	1	榑原地区	1	合計	86
上野地区	1	須ヶ瀬地区	1		
黒田地区	3	稲葉地区	1		

（４）必要な書類

下記の書類に必要な事項をご記入、押印の上、2019年1月21日（月）までにご提出をお願いします。

〔推薦の場合〕

津市農地利用最適化推進委員候補者推薦書

〔応募の場合〕

津市農地利用最適化推進委員応募申込書

いずれの書類も、市役所6階農業委員会事務局、各総合支所地域振興課又は各出張所に備えています。

また、津市のホームページからダウンロードもできます。

（５）候補者の選考

ご提出いただきました書類を基に、農業委員会で候補者の選考を行います。

なお、必要に応じて、面接を実施する場合があります。

また、選考の結果は後日通知します。

（６）任期・報酬等

任期は、農地利用最適化推進委員として委嘱する日から農業委員の任期満了まで。

報酬や費用弁償は、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき支給します。



書類の提出先

農業委員、農地利用最適化推進委員ともに市役所6階農業委員会事務局、各総合支所地域振興課、各出張所いずれかの窓口へ直接ご提出ください。

また郵送の場合は、農業委員会事務局（〒514-8611住所不要）へ

※いずれも2019年1月21日（月）必着

農業委員会からのお知らせ

◆農地の枯草等について

耕作されていない農地をそのままにしておくと、雑草の繁茂や害虫の発生などの害を周辺農地に及ぼします。定期的に草刈りを行い、いつでも農業を再開できる状態に管理しましょう。

◆農作業後の道路への落土について

トラクターなどで農作業をした後、道路へ出るときは、道路に土を落とさないように注意しましょう。

道路に落ちた大きな土の塊は、歩行者やバイク、自転車、車椅子等の通行の妨げとなる場合があります。

◆農地利用最適化推進委員の活動について

担い手への農地集積や集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を推進するために、担当地区で活動する農地利用最適化推進委員が選出されています。

さまざまな相談や課題を受け止め、人と農地のマッチングに取り組むなど、主に日常的な現場活動を行っていますので、気軽にご相談下さい。

編集後記

農業委員会制度が変わって最初の編集委員が編集する最後の号は、平成最後で節目の第三十号となります。

四十年余続いた減反政策は平成三十年度から廃止され、新たな米政策が始まり、人口減少、遊休農地問題等、農業環境が大きく変化しています。

本号では現委員の任期満了による新委員の推薦、募集記事を掲載しています。農業のことを真剣に考え、問題解決に取り組む、夢を持った人が集まることを期待します。

(編集委員) 平井 秀次
編集委員

委員長	佐野 すま子
副委員長	中野 たつ子
委員	太田 義政
	平井 秀次
	結城 晋三
	諸戸 善昭
	坂野 大徹

始業地帯!! ~許可・届出等の手続きは~
地域の「行政書士」にご相談ください!!

- 農地や市街化調整区域に家を建てたい
- 本道の払い下げを受けたい
- 相続手続き、遺言書や契約書を作りたい

三重県行政書士会 津支部

連絡先: 090-5450-5708 (支部長加藤)まで



みなさまのお役にたつために
食の安心安全のお手伝い
農業者のみなさまに笑顔のお手伝い
地域のみなさまに元気のお手伝い



※広告内容に関する質問等は、広告主に直接お問い合わせください。(掲載している広告内容については編集発行者が保障しているものではありません。)